

令和３年第４回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：令和３年４月１５日

午後２時３０分～午後４時０３分

場所：市役所 市民ホール

昭島市教育委員会

○教育長（山下秀男） 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年昭島市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

会議に入る前に恐縮ですが、4月1日の人事異動に伴いまして、教育委員会説明員に異動がございましたので紹介をさせていただきます。

まず、学校教育部指導課長の小林邦子でございます。

○指導課長（小林邦子） 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 生涯学習部社会教育課長の塩野淑美でございます。

○社会教育課長（塩野淑美） 塩野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 生涯学習部スポーツ振興課長の吉村久実でございます。

○スポーツ振興課長（吉村久実） 吉村です。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 市民会館・公民館長の立川豊でございます。

○市民会館・公民館長（立川豊） 立川と申します。よろしくお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 新体制ということでよろしくお願いいたします。

なお、前指導課長、吉成嘉彦は東京都教育庁研修部の授業力向上課長に。前社会教育課長伊藤雅彦は、教育委員会事務局生涯学習部社会教育課文化財担当に。前スポーツ振興課長、枝吉直文は、子ども家庭部子ども育成課にそれぞれ異動いたしました。

以上でございます。お時間をいただきありがとうございました。

それでは、本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。それでは早速会議に入りたいと思います。

初めに、日程2、前回の会議録の署名につきましては、すでに調整を終え、署名をいただいておりますので御了承願います。

次に、日程3、教育委員会会議規則第16条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。3番、石川委員、4番、氏井委員のお二人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、日程4、教育長の報告に移ります。令和3年度最初の定例会でございます。改めまして本年度もよろしくお願いいたします。

さて、本日も新型コロナウイルス感染症についてからになりますが、御案内のとおり、4月5日に国は、大阪府、兵庫県、宮城県の一部の市を措置区域として5月5日まで1か月間を期限とする、新型インフルエンザ対策特別措置法により新設されました「まん延防止等重点措置法」を適用いたしまして、さらに4月12日には京都府、沖縄県の一部の市に対しましても5月5日までの重点措置を適用し、さらに東京23区と八王子市、立川市など多摩地区の市に対しましても、4月12日から5月11日まで1か月間の重点措置を適用したところでありまして、今

後さらに措置地域の拡大も取りざたされているところであります。まさに第4波の様相といったところで、この先どのように推移していくのか極めて心配な状況にございますが、この重点措置に伴いまして、学校における教育活動への影響も懸念をされ、事実、小学校6年生の日光移動教室や中学校3年生の京都・奈良方面への修学旅行など、宿泊を伴う行事につきましては、5月以降、小学校移動教室の実施等、目白押しとなっておりますので、実施の可否について昨年度に引き続き、難しい判断を迫られることになると考えております。いずれにいたしましても、令和3年度においては、感染症対策に万全を期した上で予定した行事が実施できるように、今後の推移や、あらゆる情報に注視を怠らず、適時、適切に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、小中学校ともに始業式、入学式を終えまして、新入生を迎えての新たな年度の教育活動がスタートして1週間ほどが経過をいたしました。コロナ禍にあって卒業式に続いて入学式も、保護者の出席は2名まで時間を短縮してとり行いまして、これで2年連続、卒業式、入学式ともに、いつもと違う形となりましたが、それでも入学式では、希望に満ちた子どもたちの笑顔や、少し不安な表情など、例年変わらず、そうした児童・生徒それぞれが、これから始まる学校生活への期待と不安を抱きつつも、新たな気持ちを持って登校しているところであります。年度初めの校長会、副校長会におきまして、こうした子どもたち一人ひとりが充実した楽しい学校生活を送ることができ、夢や希望がかなえられるよう、我々が心を一つにして一丸となって、誠心誠意、教育活動に取り組んでいくこと、また、各学校共通する課題、学校ごとの個別の課題もある中で、長引くコロナ禍も相まって、各校における学校経営、学校運営にも何かと苦労される場面が多いことと思いますが、引き続き、感染防止対策に万全を期した上で、一つひとつ着実に課題の解決を図っていただきたい、また、小中学校ともに学習指導要領に沿った教育活動の展開、また、本年度からGIGAスクール構想によるICT機器を活用した新たな教育活動も始まりますので、これらの対応もよろしくお願いしたい、そして、子どもたちが学んで楽しい、先生方が教えて楽しい、楽しい学校づくりをお願いしたい、こうした旨をお伝えしたところであります。

令和3年度におきましてもコロナ禍による厳しく難しい判断場面があるかと存じますが、引き続き、教育委員の皆様とそして市長部局と連携を図りながら学校教育、生涯学習、それぞれの分野において円滑な行政運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、私からは以上となります。

なお、教育委員会名義の使用承認につきましては、今回はございません。ただいまの報告に対しまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、以上で日程4を終わります。

日程5、議事に入りますが、私から1点御確認をお願いしたいと思います。本日予定している議事のうち、協議事項2「昭島市いじめ問題調査委員会の調査依頼について」につきましては協議内容に個人情報を含む可能性がありますので、教育委員会会議規則第2条但し書きの規定により非公開とさせていただき、本定例会終了後に改めて協議したいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

よろしいですか。

それでは、本件につきましては本定例会終了後に非公開の会議を開き、協議することに決しました。

議事を進めたいと思います。議案第6号「昭島市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○社会教育課長（塩野淑美） 議案第6号「昭島市社会教育委員の委嘱について」、提案理由及びその内容について説明させていただきます。

本案件は、令和3年4月1日付で、社会教育委員のうち、学校教育の関係者から選出をされておりました齋藤委員が、他市に転出されましたことから、新たに委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。委嘱予定委員は、お手元の表のとおりでございます。

新たな委嘱予定委員の経歴等につきまして御説明いたします。

吉川 泰弘、男性、拝島中学校の校長先生でありまして、中学校校長会からの推薦でございます。なお、委嘱予定委員の任期は、令和3年4月15日から前任者の残任期間である令和4年9月30日まででございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（山下秀男） 議案第6号についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

よろしいですね。それではお諮りいたしたいと存じます。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長（山下秀男） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決しました。

次に、協議事項1「昭島市いじめ防止対策推進基本方針の改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○指導課長（小林邦子） 協議事項1「昭島市いじめ防止対策推進基本方針の改正について」御説明いたします。

令和3年第1回定例教育委員会において、昭島市いじめ防止対策推進基本方針の改正を協議していただきました。その際にいただきました御意見や、令和3年2月3日に開催いたしました、昭島市いじめ問題対策委員会において委員にいただいた御意見を参考とさせていただき、修正を行いました。また、令和3年第1回昭島市議会定例会において採決された、昭島市いじめ問題の調査に関する条例に沿った内容を追加いたしました。

主な修正点を御説明いたします。協議資料1の後半に添付しております新旧対照表を御覧ください。

30ページの昭島市いじめ問題対策委員会要綱の後に、協議資料1-1として横になった形の資料でございます。おめくりいただきまして、4ページの「3 昭島市いじめ問題対策委員会の設置」の(2)役割から、重大事態の調査を削除いたし

ました。条例の制定により、重大事態の調査は、5 ページの昭島市いじめ問題調査委員会で行うことになりました。5 ページの昭島市いじめ問題第三者調査委員会は、条例により、昭島市いじめ問題調査委員会、昭島市いじめ問題特別調査委員会に修正し、それぞれについて記載いたしました。

7 ページの(2)その他相談窓口に、弁護士子どもの悩み事相談、もくせいの杜心理相談室、LINE 相談の案内について追記いたしました。

12 ページの図は、昭島市教育委員会の各委員会等を追記し、学校サポートチームに関係機関との連携を追記いたしました。

16 ページの重大事態発生時の対応イメージ図は、学校の部分を省略し、教育委員会の内容については、条例に沿った内容に精査し、イメージ図の整理をいたしました。

17 ページから 19 ページにかけて、「4 重大事態への対応」を追加し、被害児童・生徒への対応、加害児童・生徒の指導、周囲の児童 生徒に対する指導、保護者・地域・関係機関との連携などを記載いたしました。

20 ページ以降の関連法規については、これまで抜粋であった「いじめ防止対策推進法」の全文を載せ、また 3 月に制定された、昭島市いじめ問題の調査に関する条例も追記いたしました。

以上で説明を終わります。

○教育長（山下秀男） 協議事項 1 について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

改正によって、さらにボリュームが多く増えたということでございまして、あらかじめお目通しいただいているかと思うんですけれども、いかがでしょうか。何か御指摘等ございましたら。

よろしいですか。2、3、いただいた御指摘についてはすでに反映されて載せられております。改めて今日、何か御指摘等あればお願いしたいと思います。

○委員（紅林由紀子） 先ほど 4 ページから 5 ページにかけて説明いただいた箇所が、前回から大きく変わった点だというふうに認識しましたが、以前は第三者調査委員会というふうにしていたところを、いじめ問題調査委員会というのと、いじめ問題特別調査委員会というふうに形に分けて、役割をそれぞれ持たせてというような形になった経緯、ねらいというところを、申し訳ないんですけれども、もう一度説明していただければというふうに思います。

○学校教育部長（高橋功） これまで、昭島市のいじめがあった場合に、第三者委員会で調査はしていたんですけれども、いじめ対策推進法の施行によって、調査については条例で定めて調査をするという形を取らないと、地方自治法でいう附属機関にならないんですね。そういうことから、いじめの関係の重大事項については、法律に基づいた調査をするためには、条例をつくってその条例に基づいて調査を実施するというので、これまで、いじめ対策推進法に基づいた形の条例を設けて調査をするという形ではなかったもので、法的に整っていなかったということから、法律にきちっと位置づけた条例をつくって、その条例できちっと調査をする

という形で体制を法的に整えたということで、改正をさせていただいたということでございます。

○教育長（山下秀男） いじめ防止対策推進法にのっとった条例というのが、本市ではまだ制定をしておりませんでしたので、これから先を見ても、この法にのっとった条例をしっかりと制定をして、その中で法に位置付けた調査委員会を、調査委員会と特別調査委員会に分けて、それぞれ教育委員会部門と市長部局において、しっかりと第三者調査ができるように条例を制定し、それぞれの施策のもとに調査委員会を設置していくと、そういうことでございますのでよろしくお願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。それでは本件につきましては、これで御承認いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（山下秀男） それでは、以上で協議事項を終わります。

次に、報告事項に移ります。報告事項1「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） それでは、報告事項1について御説明申し上げます。

本件につきましては、本市の組織の改正等に伴い、教育委員会の規則を整備するものでございます。

本来、昭島市教育委員会規則、その他教育委員会が定める規程の制定、または改廃に関することは、教育委員会において議決いただかなくてはならない事項でございます。しかしながら、本年、4月1日に組織が改正されましたことに伴い、本規則も同日に施行する必要があると、その間、教育委員会が招集されるいとまがなかったため、昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項に基づき、教育長が臨時に代理し、本規則の改正をいたし、4月1日施行いたしましたことを御報告いたすものでございます。

それでは、報告事項1「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」でございます。

まず、2枚目の新旧対照表を御覧ください。令和3年4月1日付で学校教育部庶務課にGIGAスクール推進担当係長の職が設置されたことから、こちら、別表にありますけれども、別表の次のページになります(15)「他の課に属さないこと。」を(16)に、(16)「事務局及び課内庶務に関すること。」を(17)し、(14)の次に、(15)「学校の電子計算組織の管理及び運用に関すること。」を新たに加えたものでございます。

次に、別表新旧日対照表の3ページ目を御覧ください。3/7のところでございます。こちらは、指導課の事務分掌の変更により、指導課指導係旧の列の(5)「教育振興基金に関すること。」を(6)に、(6)「教育研修に関すること。」を(7)とし、(4)の次に(5)として、「教科書の給与に関すること。」を新たに追加するものでございます。

報告は、以上でございます。

○教育長(山下秀男) 報告事項1についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは以上で報告事項1を終わります。

次に、報告事項2「令和2年度指定校変更区域外就学の処理状況について」事務局よりお願いいたします。

○指導課長(小林邦子) 報告事項2「令和2年度指定校変更・区域外就学の処理状況について」報告いたします。

まず、1の指定校変更につきましては、学校教育法施行令の定めにより、児童及び生徒の保護者に対して通学すべき学校を指定することとなっておりますが、昭島市公立学校学区に関する規則により、保護者の願い出を受け、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、指定学校を変更することができるとなっております。教育委員会では、指定校変更の基準を設け対応しているところでございます。

表の見方でございますが、左から順に、通学校の欄につきましては、指定された学校の区域外から通学をしている児童・生徒の人数でございます。指定校の欄につきましては、指定された学校ではなく、市内の他学区の学校に通っている児童・生徒の人数を表し、その理由の内訳を示しております。

東小学校の例で申し上げますと、通学校の21人につきましては、他の学区域から東小学校に通学している児童の人数でございます。指定校の6人につきましては、東小学校の学校区に住所がある児童が、市内の他学区の学校に通学している人数でございます。

続きまして、2の区域外就学につきましては、市外から市内の学校へ、または、市内から市外の学校へ通学することを教育委員会が承諾し、就学するものでございます。転居等の理由により、他市に住所のある児童・生徒が、本市の学校に通学されている方が、小学校で19人、中学校で13人、合計32人おりました。また、本市に住所がありながら、市外の学校に通学している方が小学校で7人、中学校で10人、合計が17人おりました。理由の内訳につきましては、右の欄にお示ししておりますので御覧いただければと存じます。

以上、御報告いたします。

○教育長(山下秀男) 報告事項2についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

いかがですか。

よろしいですか。特にないようですので、以上で報告事項2を終わります。

次に、報告事項3「令和2年度就学支援の状況について」事務局より説明をお願いいたします。

○統括指導主事(佐々木光子) 報告事項3「令和2年度就学支援の状況について」御説明いたします。

1の「就学相談結果」は、令和2年度に新たに小中学校に就学する児童・生徒

の相談に対しまして、通常の学級が適しているのか、特別支援学級が適しているのか、または特別支援学校が適しているのかを判定した結果でございます。なお、判定に対しての結果として、右の欄に実際の就学先を記載してございます。

小学校では79人の相談がありました。就学支援委員会の判定としては、知的障害特別支援学級(固定学級)10人、自閉症情緒障害特別支援学級(固定学級)14人、特別支援学校15人、通常の学級22人でございました。また、相談のみで判定まで行かなかった児童が18人でございました。

中学校では、相談者数は45人、知的障害特別支援学級(固定学級)20人、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)9人、特別支援学校4人、通常の学級3人、相談のみの生徒が9人でございました。

続きまして、裏面を御覧ください。2の「転学相談結果」でございます。転学につきましては、通常の学級に通っている児童・生徒が特別支援学級や特別支援学校に移る、または、その逆に特別支援学級や特別支援学校から通常の学級に移りたいという相談に対しての判定結果でございます。

小学校では15人の児童からの相談がございました。判定結果は、特別支援学級が12人、転学不適が3人でございました。

中学校は5人の生徒からの相談に対しまして、5人全員が特別支援学級の判定でございました。

3の「特別支援教室入室(小学校)・情緒障害等通級指導学級入級(中学校)相談結果」でございます。特別支援教室及び情緒障害等通級指導学級への入室・入級の相談に対する判定結果でございますが、小学校では66人の児童からの相談がありました。入室適と判定された児童が62人、入室不適が4人でございました。

中学校では19人の生徒からの相談に対して、入級適と判定された生徒が19人、入級不適の生徒はおりませんでした。

4の「特別支援教室退室(小学校)・情緒障害等通級指導学級退級(中学校)相談結果」でございます。令和2年度は、退室、退級が適していると判定された小学校児童が11人、中学校生徒はおりませんでした。

続きまして、5の「難聴・言語障害通級指導学級入級相談結果」でございます。15人の児童からの相談に対して、言語の入級適が14人、入級不適が1人でございました。

続きまして、6の「難聴・言語障害通級指導学級退級相談結果」でございます。こちらが退級適となった児童は、相談者数5人のうち5人全員が退級適という判定でございました。

以上で御報告を終わります。

○教育長(山下秀男) 報告事項3について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員(石川隆俊) 前に伺ったことがあると思いますが、限られた先生、あるいは医師、精神科医等が、本人、あるいは家族等と面接をして、これをどちらが適当かということを決めるのは大変難しいことだろうと思うんですね。実際にそれは十分な人員がそこにいるかどうかという問題と、それから幾日ぐらいかけてやっ

たのか教えていただけますか。

○統括指導主事(佐々木光子) 就学支援判定委員会等でございますけれども、各学校の特別支援学級設置校の校長先生が委員長になってくださいますし、そのほか各設置校の教員、それと特別支援学校の教員がまいりまして判定委員会を開いております。それで、その時々によるんですけれども、10名前後で開催をいたしております。

それと委員会につきましては、1日で判定をしております。委員会自体は1日なんですけれども、心理士等が学校に行きまして行動観察をしたり、そのようにしているので、委員会としては1日ですけれども、その前の段階でいろいろ児童・生徒の状況等は見て、それで委員会にかけております。

○委員(石川隆俊) とにかく、初めに先生も本当の状況をきちんと把握しない限り、いちばんいい学校を選べないわけですから、よろしくお願いいたします。

○統括指導主事(佐々木光子) 御意見いただいたとおりにしっかり判定していきたいと思っております。ありがとうございました。

○教育長(山下秀男) 判定するにあたって、その医療機関の検査とか、検査機関による検査というものを参考にしながら委員会で判定していくということですので、すべての機関の意見を総合して委員会にかかっていると、そういう認識でございますのでよろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

○委員(紅林由紀子) 御説明ありがとうございました。1点お伺いしたいんですけれども、2番の転学相談結果なんですけれども、小学校も中学校も特別支援学級として人数が書かれておりまして、結果といたしましては、知的障害の特別支援学級と情緒障害の学級と両方書かれているんですけれども、それはそのお子さんに合った形で、知的なのか情緒障害なのか判定がされるのか、特別支援学級としてひとくくりになってしまっているのか、そこらへんはどうなっているのかちょっと教えていただきたいんですけれども。

○統括指導主事(佐々木光子) こちらに記載してあります特別支援学級はひとくくりになっておりますけれども、若草、杉の子、ふたば、こちらの3校は知的障害学級ですので、こちらは知的障害として判定いたしまして、下のさくら学級につきましては、自閉症・情緒障害特別支援学級の固定級として判定した、そして就学したという判定結果でございます。

○教育長(山下秀男) よろしいですか。

○委員(白川宗昭) まず数字で伺いたいんですけれども、去年、おととしとかで比べるということは、なかなか違うかなと思いますけれどもね、増えてきているのか減

ってきているのか、また、どういうところに増えているとか減っているとかそういうこと、去年、おとしと比べて傾向がどうなのかということが知りたいわけですが、教えてくださいませんか。

○統括指導主事(佐々木光子) 就学の判定の人数ですけれども、全体としてというか増えているところもあれば減っているところもあるというところなんですけれども、例えば、小学校の就学相談の相談者数ですけれども、令和元年度は101人でしたけれども令和2年度は79人でした。それで知的障害特別支援学級、令和元年度は15人でしたけれども、令和2年度は10人であった。自閉症・情緒障害特別支援学級は令和元年度は6人でしたけれども、令和2年度は14人だったというふうに、それぞれの学級によりまして増えている学級もあれば減っている学級もあるといった状況です。

○教育長(山下秀男) よろしいですか。

○委員(白川宗昭) 情緒障害のほうが増えている傾向があるんでしたっけ。

○統括指導主事(佐々木光子) 委員のおっしゃるとおり、情緒障害特別支援学級のほうが増えてございます。

○委員(白川宗昭) わかりました、ありがとうございました。

○教育長(山下秀男) ほかにいかがでしょうか。

○委員(紅林由紀子) もう1点お伺いしたいんですけれども、やはり転学のことなんですけれども、小学校12名、中学校5名の方が転学したということなんです、小学校とかだと何年生ぐらいでというのは、やはり個人差があるのか、結構、割と高学年になってから転学というのもいろいろ大変なこともあるのかなというふうになんとか素人としては思ってしまうんですけれども、そのあたりはどんな感じでアプローチしてというか、大体、学校での状況がやはりいろいろ難しかったりということで、そういうふうになっていくのか、あるいは保護者とかのほうから情報があるのかとか、それと学年的にはどのくらいのタイミングが多いのかとか、そういう状況をもう少し詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○統括指導主事(佐々木光子) どのようなタイミングが多いかということでございますけれども、やはり多いのは、小学校3年生に上がる時点が多い傾向がございます。やはり3年生になりますと抽象概念の内容が多く入ってくることになりますので、そちらでちょっと難しい状況になることを踏まえまして、2年生の時に、3年生から特別支援学級にということが多い傾向にあります。それにつきましては、保護者が気付いてということもございますし、もちろん学校からアプローチするという場合もありまして、それは個々の実態に応じて対応しているところでございます。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。
よろしいですか。

○委員（氏井初枝） 相談のみというお子さんが、小学校が18名、中学校が9名ということです。相談をするというのは保護者のほうからというケースが多い中で、なかなか躊躇して勇気を出してやっと相談に来たというケースが多かった、自分自身のことから思い起こすんですけれども、結果的には適ではないということで相談のみになっているわけなんですけれども、やっぱり何らかを抱えているお子さんがこれだけいるわけですから、1回だめだったからってその道が閉ざされてしまったわけではないので、その相談があったケースにつきましては見守りを続けていただけるとありがたいなということは自分の経験からそんなことを感じましたので話をさせていただきました。

○統括指導主事（佐々木光子） 就学相談、教育相談につきましては、保護者の御要望にお応えして、継続して相談を心理士が承っております。

○教育長（山下秀男） ほか、よろしいですか。
ほかにないようですので、以上で報告事項3を終わります。
次に、報告事項4「令和3年度昭島市立学校教職員異動の概要について」事務局より説明をお願いいたします。

○指導課長（小林邦子） 報告事項4「令和3年度昭島市立学校教員異動の概要について」を御報告いたします。お手元の報告資料4をご覧ください。

最初に、今年度の転入教員の異動状況ですが、小学校は56名の教員が異動いたしました。内訳は、市内の学校から異動してきた教員が4名、他地区から転入した教員が36名、新規採用教員が14名、期限付任用教員が2名でございます。

中学校は35名の教員が異動いたしました。内訳は、市内の学校から異動してきた教員が3名、他地区から転入した教員が22名、新規採用教員が10名でございます。

転入教員の前任地区については、資料の下欄にお示ししたとおりとなっております。

次に、転出教員の異動状況については、2枚目を御覧ください。小学校は47名の教員が異動いたしました。内訳は、市内の学校に異動した教員が4名、他地区へ異動した教員が36名、退職者が7名でございます。中学校は32名の教員が異動いたしました。内訳は、市内の学校に異動した教員が3名、他地区へ異動した教員が20名、退職者が9名でございます。

転出教員の異動先の地区は、資料の下欄にお示ししたとおりとなっております。
以上で報告を終わります。

○教育長（山下秀男） 報告事項4の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。
よろしいですか。特にないようですので、以上で報告事項4を終わります。

次に、報告事項5「令和3年度昭島市立小中学校学級編成の状況について」事務局より説明をお願いいたします。

○指導課長（小林邦子） 報告事項5「令和3年度 昭島市立小・中学校学級編成の状況について」報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

1、各学校別児童・生徒および学級数、2、対前月比較増減について説明いたします。

1、児童・生徒および学級数につきましては、4月の入学時現在の状況でございます。(1)小学校でございますが、表中に児童数、括弧内の数字で学級数を表しております。

小学校全体の学級数は特別支援学級を含めまして199学級、児童数は5,638人でございます。児童数は前月から全体で18人の増となっております。

特別支援学級の固定級の児童数につきましては、共成小学校が11人、富士見丘小学校が24人、つつじが丘小学校が43人、田中小学校が31人となっております。

続きまして、(2)中学校でございますが、中学校全体の学級数は82学級、生徒数は2,527人でございます。生徒数は前月から全体で28人の増となっております。

特別支援学級の固定級の生徒数でございますが、昭和中学校が26人、清泉中学校が21人、多摩辺中学校が21人でございます。

資料裏面に移りまして、3、特別支援学級(固定)在籍者学年別内訳、4、特別支援学級(通級)在学者学年別内訳、5、特別支援教室在学者学年別内訳を記載しております。

3につきましては、全体の児童・生徒及び学級数の説明の中で説明いたしました固定級の内訳でございます。

4、特別支援学級の通級の在学者数の内訳でございますが、富士見丘小学校の言語障害が38人、難聴が2人でございます。

5の特別支援教室在学者数の内訳でございます。各学校の特別支援教室に入室している児童・生徒の数でございます。なお、令和3年度より、中学校全校に特別支援教室を開設いたしました。昨年度までは、各学校から瑞雲中学校または拝島中学校へ生徒が移動して指導を受けておりましたが、在籍校の校内において、拠点校である瑞雲中学校から各学校へ教職員が巡回して指導を行うことになっております。

以上、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項5の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） すみません、2点お尋ねしたいんですけども、まず1点目といたしましては、小学校は1学年35人学級になっていくわけなんですけれども、東京都の場合は1、2年生がもうすでに35人になっていると思いますが、今度35人になって、1年ずつ35人学級になっていくといった場合、東京都の場合は3年生から35人になっていくということになるのかどうか、その辺はまだ決まっていないんでしょうか。その辺を教えていただきたいということと、もう1点は、ざ

っと見ますと、そんなに大きく増えたり減ったりはないのかなという気はしますが、けれども、教室として大変厳しいというか、学校で空き教室がなくなってきてしまうような学校が今年あるかどうか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○指導課長（小林邦子） 今年度は、第1学年と第2学年が35人学級でございますが、来年度は小学校3年生が、その次は小学校4年生が、というふうに順次、段階的に35人学級を適用してまいります。

施設についての回答は、代わらせていただきます。

○庶務課長（加藤保之） 教室数の推移でございますが、今年度につきましては教室数のほうは減っております。それで、段階的に令和7年までに35人学級が適用されるということで、児童数を推計した形で私のほうで見込みをしますと、現在、学校の予備教室等を転用して使うことをいたしますと、現在のままで増築等をすることなく教室を確保することができると考えております。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

○委員（氏井初枝） 一学級の人数というのも決められているものだと思うんですけども、実際、例えば富士見丘小学校の6年生などは、一学年、一学級で38名ですよ。体の大きな6年生がいて、本当に児童だっていっぱいという教室環境になると思うんですけども、今、特にコロナのことなどがあったりして、そこら辺、すごく子どもたちかわいそうだなという気がするんですね。決まりでこういうふうにもちろんなっているんですけども、学校で、そこら辺のことは柔軟な対応ができる部分というのがあるんでしょうか。すみません、教えてください。

○統括指導主事（佐々木光子） 今、氏井委員から富士見丘小学校のお話がありましたけれども、富士見丘小学校は、教室ではなく、図書室に机、椅子を動かしまして、そちらを教室として使用してございます。そのため、富士見丘小学校は、ほかのそういうふうに図書室等使える余裕があるので、そういう学校につきましては柔軟な対応をしております。

○委員（氏井初枝） 御説明ありがとうございました。今こういう時期ですので、各学校で工夫していただいて、空き教室があればそこを普通教室に変えていただくとか、そういう御対応をこれからもよろしく願いしたいなと思います。以上でございます。

○教育長（山下秀男） ほか、よろしいでしょうか。それでは以上で報告事項を終わります。

次に、報告事項6「令和3年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。

○統括指導主事(佐々木光子) 「令和3年度昭島市学校学校評議員の委嘱について」御説明いたします。

昭島市立学校の学校評議員の委嘱について、昭島市立学校学校評議員要綱第4条に基づき、各学校長から学校評議員の推薦がありましたので、要綱第5条に基づき別紙のとおり126名の方に委嘱することを報告いたします。

○教育長(山下秀男) 報告事項6の説明が終わりました本件に対する質疑意見をお願いいたします。よろしいですか。

○委員(氏井初枝) お尋ねいたします。評議員に学校長がなっている学校がございますけれども、私、ちょっとそのイメージはなかったものですから、こういうケースもあるんだなというふうに拝見いたしましたけれども、学校長が評議員になるということもあるわけですね。

○統括指導主事(佐々木光子) はい、学校長が評議員になることもあり得ることでございます。

○委員(氏井初枝) ありがとうございます。

○教育長(山下秀男) ほかにございますか。

○委員(紅林由紀子) 昨年からのコロナの関係で、評議員の方の委嘱については、私は問題ないと思っているんですけども、評議員の方の役割というか、お仕事として、やはり校長先生が立てられた学校の経営方針とかに対して、評価というかというふうなことをされるのも1つの大きな役割だというふうに思いますけれども、こういったコロナ禍で、実際に評議員の皆さんが学校公開もあまりされていない状況の中で、学校評議員さんは学校を見に行けているかどうかということがちょっと心配かなと。やっぱり何も見ない、様子を見ないで経営方針の書面だけを見て評価してくださいと言われても、多分、評価のしようもないと思うので、なにかうまく工夫して学校の状況を、分散してというか、学校の状況を見みられるような工夫をぜひ各学校でしていただきたいと思うんですけども、昨年あたりはどうだったんでしょうか。

○統括指導主事(佐々木光子) 委員のおっしゃるとおり、昨年度学校公開等はなかったり、あったとしても評議員の方に御遠慮いただいているという場合もありましたけれども、それにつきましては各学校から学校便り等を配布して、あとはホームページの閲覧等を御案内して、学校の様子を伝えておりました。以上でございます。

○委員(紅林由紀子) 昨年は本当に仕方がなかったというふうに思うんですけども、何かやはりそれは結構難しい部分も、評価というか何か御意見を申し上げるにも苦しい部分もあると思うので、何らか時間を区切ってとか人数を分散してというような形で、やはり学校の子どもたちの実際の様子を見に行けるような機会を、

工夫して年に1回でも結構だと思うので、つくっていただければというふうをお願い申し上げたいというふうに思います。

○統括指導主事(佐々木光子) 先ほどの私の説明がちょっと足りなかったんですけども、昨年度も学校評議員の方に、全くゼロというわけではなくて見に来ていただいていました。今年度につきましても各学校工夫して、学校評議員の方にぜひ子どもたちの様子を見ていただけるように工夫するように、学校のほうに伝えたいと思います。

○教育長(山下秀男) 一定の評価というのも評議員さんの役割ということで、それもしっかりやっけていただいているということでもいいですね。

ほかにございますか。よろしいですか。特にないようでしたら、以上で報告事項6を終わりたいと思います。

次に、報告事項7「令和4年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」事務局より説明をお願いいたします。

○統括指導主事(佐々木光子) 報告事項7「令和4年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について」御報告いたします。

お手元の報告資料7-1を御覧ください。

「1 令和4年度昭島市立小、中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、毎年度採択を行うことができるので、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なものを採択します。

「2 令和4年度昭島市立小、中学校通常の学級で引き続き使用する教科用図書の」の(1)小学校につきましては、令和元年度に採択した教科用図書の使用期間が令和2年度から令和5年度までの4年間であるため、令和3年度に使用する教科用図書と同一の教科用図書を使用します。

(2)中学校につきましては、令和2年度に採択した教科用図書の使用期間が令和3年度から令和6年度までの4年間であるため、令和3年度に使用する教科用図書と同一の教科用図書を使用します。

特別支援学級で使用する教科用図書については、報告資料7-2の令和4年度昭島市特別支援学級使用教科用図書採択事務日程及び採択事務手順に沿って採択を行っていきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○教育長(山下秀男) 報告事項7についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。特にないようですので、以上で報告事項7を終わります。

次に、報告事項8「昭島市公立小・中学校教育研究会補助金交付要綱の一部改正について」を事務局より説明をお願いします。

○統括指導主事(佐々木光子) 報告事項8「昭島市公立小・中学校教育研究会補助金交付要綱の一部改正について」報告いたします。

一部改正の趣旨は、これまでの補助金運用の実態を踏まえた上で、小中学校長会と協議し同意を得たので、要綱第3条に規定する小教研及び中教研に対する補助金の額を1,600円から1,200円に変更するものです。

なお、令和3年度当初予算額は、小学校教育研究会補助金364,800円、中学校教育研究会補助金202,800円を計上しております。

○教育長(山下秀男) 報告事項8の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。
いかがですか。

○委員(石川隆俊) 先生の間での教育研究を高めるためにあると思うんですけれども、これはいろんな目的に使えるように書いてありますけれども、例えば人数を一つの学校くらい大きい所でもいいし、仮に10人、15人ぐらいの所でもいいのか、この辺はサイズなんかは必要ないのですか。

○統括指導主事(佐々木光子) こちらにつきましては、それぞれの各教科ごとに集まっておりまして、10人の、例えばですけれども国語であったら10人の先生方という場合もありますし、特別教育支援教育関係だと50人という人数、それぞれ教科によってさまざまでございます。

○委員(石川隆俊) わかりました。

○教育長(山下秀男) 紅林委員。

○委員(紅林由紀子) 毎年この研究発表会に御招待いただきまして、先生方の研究発表の成果を拝見させていただいていたんですけれども、昨年はどうのようにされたのかということと、こういう状況がまだもう少し続きそうなので、何かうまい研究の方法というのを、どのように工夫、今年これからまた工夫されるかと思うんですけれども、何か工夫されている点などありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○統括指導主事(佐々木光子) 昨年度につきましては、総会のほうは中止させていただきまして、教科ごとに集まって研究誌上で発表ということになりました。それと、今年度につきましても、総会のほうにつきましては、今のところ中学校のほうは中止というふうに決まっております。そこまでは聞いております。小学校のほうは、まだ今調整中でございます。

各教科の分科会のほうは開くというような情報は得ているんですけれども、今の段階でございます。

○教育長(山下秀男) ほかにございますか。よろしいですか。

では、以上で報告事項 8 を終わります。次に、報告事項 9 「昭島市いじめ問題の調査に関する条例の制定について」事務局より説明をお願いいたします。

○指導課長（小林邦子） 報告事項 9 「昭島市いじめ問題の調査に関する条例の制定について」御説明いたします。

令和 2 年 6 月に、平成 29 年度に発生した市内中学校の生徒の自死について、遺族代理人弁護士より、いじめ防止対策推進法の第 28 条第 1 項第 1 号に基づく組織により、重大事態調査を実施するよう申し入れがございました。

昭島市では、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」により、いじめ問題に対応してきたところですが、この申し入れがあったことを一つの契機として、いじめ防止対策推進法に定める重大事態が発生した場合に調査を行う組織を、昭島市教育委員会及び市長の附属機関として設置するために、本条例を制定いたしました。重大事態が発生した場合の調査は、条例第 2 条で定める、昭島市教育委員会の附属機関である、昭島市いじめ問題調査委員会で行います。

昭島市いじめ問題調査委員会は常設であり、常設の委員は、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者のうちから 3 名以内を委嘱します。このほかに、必要に応じ、当該案件の調査審議終了までを任期とする臨時委員を委嘱できることとしております。案件ごとに、相手方推薦委員を委嘱したり、委員会の規模を調整したりすることが可能となっております。会議は非公開で行います。

また、この調査結果の報告を受けた市長が、必要があると判断した場合は、昭島市いじめ問題調査委員会の委員とは別の者を委嘱し、市長の附属機関として昭島市いじめ問題特別調査委員会を置き、調査、審議を行います。本条例は、令和 3 年第 1 回昭島市議会定例会において採決され、令和 3 年 3 月 26 日に公布いたしました。

以上で説明を終わります。

○教育長（山下秀男） 報告事項 9 の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

先ほど非公開の会議ということで協議事項でお諮りしたところでございますけれども、関連して何かあればお願いしたいと思えます。

○委員（紅林由紀子） それぞれの役割については理解いたしました。この委嘱する委員なんですけれども、これは同じ委員をしてはいけないとかそういう決まりはありますか。

○学校教育部長（高橋功） この中で、いじめ対策防止推進法 28 条、これは教育委員会が調査する、それから 30 条については、市長が必要と認めた時に提示することができるという理解になります。こちらの委員についてはそれぞれ違う委員を委嘱する形になってまいります。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。同一の形ではないということですね。

○委員（紅林由紀子） それは特に、こういうところに明文化しておく必要はない、でも大丈夫ということによろしいんですね。

○学校教育部長（高橋功） それぞれ調査をする仕方が違ってきます。この条例の教育委員会がすることについては、教育委員会が事務局として設置をします。もう一つは、市長部局が事務局として設置をいたしますので、それぞれ委員をそれぞれの所が依頼をして選出してもらうという形になります。ということで、明文化していませんが、一定の委員で調査をした後に教育委員会、そのあとに必要な場合には、市長部局として市長が設置をするわけですから、通常でいうとその委員が同じ委員ですということはありませんので、そういうことで委員については御理解をお願いします。

○指導課長（小林邦子） 再調査をする場合に、特別調査委員会でもって再調査を市長の附属機関でするわけですが、この特別調査委員会について第12条第3項のところで、特別調査委員会は学識経験のある者及び法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの、当該報告に係る28条調査に関与したものを除くということで明文化してございます。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項9を終わります。

次に、報告事項10「アキシマエンス企画展「東京オリンピックと昭島」について」事務局より説明をお願いいたします。

○社会教育課長（塩野淑美） それでは、報告事項10「アキシマエンス企画展「東京オリンピックと昭島」について」御説明させていただきます。

報告資料10をご覧くださいと存じます。

現在、アキシマエンス 国際交流教養文化棟1階のシアタールームにおきまして、本年開催されます東京2020大会の開催を記念いたし、1964年の東京オリンピックの回顧とあわせまして、昭島市にゆかりのある出場選手を紹介する特別展示を開催いたしております。開催期間は5月9日、日曜日まででございます。

内容につきましては、1964年の東京オリンピックの展示といたしまして、当時の昭島の様子を紹介したパネルや記念メダル、聖火リレーで昭島を走った方がお持ちになっていた、トーチやユニホームなどを展示いたしております。また、本年開催の東京2020大会の展示といたしまして、昭島市ゆかりのカヌースラローム、女子カヤックシングルの矢澤亜希選手が、リオデジャネイロオリンピックで使用されましたカヌーや、2018年のアジア大会で獲得した金メダルなどを展示いたしております。

また、オリンピック、パラリンピックの豆知識として、今大会の競技や歴史、参加予定国の地域の紹介や、遊びながら豆知識を学べるコーナーも設置いたしております。

簡略な説明でございますが、報告は以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項 10 の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

今朝、新聞報道でもありましたので御覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、期間中、ぜひ足を運んでいただきたいなというふうに思います。傍聴の皆様もぜひよろしくをお願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項 10 を終わります。

次に、報告事項 11「昭島市民図書館主催事業について」事務局より説明をお願いいたします。

○市民図書館管理課長（磯村義人） それでは報告事項 11「昭島市民図書館主催事業について」御説明いたします。

まず、一点目の「子ども読書週間」でございます。本事業は、図書 2 冊を英字新聞でくるみ、中身がわからない状態で貸し出すもので、対象を赤ちゃん、幼児、小学校低学年、小学校中学年、小学校高学年の 5 区分に分けて実施いたします。

本事業により、普段手に取らないような本に触れていただき、読書の幅を広げてもらうことを目的としています。期間は、4 月 23 日金曜日から 5 月 9 日日曜日まででございます。

二点目は、「百科事典の使い方講座」でございます。小学 4 年生から 6 年生を対象に、ポプラ社の「ひらけ知のトビラ」というプログラムを使用して事典の使い方を学んでもらいます。本事業により調べることの楽しさを体験してもらい、子ども読書活動推進事業の一環として取り組んでおります「調べる学習コンクール」に参加するきっかけとなることを目的としています。

日時等詳細は、資料記載のとおりでございます。

簡略ではございますが、報告は、以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項 11 の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 質問ではなくて感想です。二つの取組はとても工夫されていて、すばらしくて、一人でも多くの方に参加していただいてほしいなということを感じました。

○市民図書館管理課長（磯村義人） ありがとうございます。こちらの事業、ホームページ等周知をしっかりと多くの方に参加していただけるように心がけていきたいと思っております。

○教育長（山下秀男） よろしいでしょうか。以上で報告事項 11 を終わります。

次に、報告事項 12「令和 3 年度公民館事業計画について」事務局より説明をお願いいたします。

○市民会館・公民館長（立川豊） 報告事項 12「令和 3 年度公民館事業計画」について御説明申し上げます。

公民館は、市民皆さんの学習文化活動の拠点として多くの方に利用されており、今年度も利用しやすい公民館事業を目指していきたいと思っております。令和 3 年度は九つの事業を計画しております。

主な事業としましては、障害のある青年が年間を通して仲間づくりを進めながら、たくましく生きていく力を身に付ける「障害のある青年の交流講座」や、夏休み等に子ども達を対象とした子ども体験講座や、歴史文化セミナーといった市民講座、あるいは 2 年間にわたって一般教養や福祉等の学びを深めていただく市民大学などを計画しております。例年人気のある事業としましては、子ども達を対象とした講座や、歴史や趣味を題材とした講座が人気となっております。

これらの事業実施にあたりましては、密を避けるために定員を半分程度にし、アルコール消毒などコロナ対策を十分に行い、安全安心な事業を心がけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項 12 の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（白川宗昭） 結構、いろんなことをなさっていて結構だと思うんですけど、この間、ほかの委員会で話がちょっと出たのですが、子ども体験講座というのがありますよね。その中に、「親子工作教室」、その下に地域公民館事業でも、「夏休み親子映画会」とありますが、はたして今、「親子」といっていいのかどうか、例えば上のほうは、「冬休み子ども工作教室」というのもいいのではないかと。そして内容のほうに保護者同伴というふうに書くべきなんじゃないかというふうに私は思うんですけど、下だって「夏休み子ども映画会」でいいのであって、ただし保護者同伴と書けばいいのであって、「親子」というふうに規定していいのかちょっと、その辺のことも今まで漠然と使ってきたんだろうと思うんですけど、ちょっと考えていただければありがたいと思います。

○市民会館・公民館長（立川豊） 御指摘ありがとうございます。確かに現在はいろいろな形がございます。そのような中でこういった表記の仕方について今一度、こちらで検討させていただいて、どのような表記が一番いいのかその辺を少し議論させていただきたいと思っております。

○教育長（山下秀男） ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項 12 を終わります。

次の報告事項 13「令和 2 年度昭島市一般会計第 11・12 号補正予算〈教育委員会関係〉について」から報告事項 17「KOTORI ホールインフォメーション」までにつきまして資料配布のみとさせていただいておりますが、御意見等があればお受けしたいと思います。また、ここまで全体を通して、委員の皆様から何か御意見

があればよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 1点お尋ねしたいんですけれども、報告資料13の補正予算についてなんですけれども、裏面の歳出の部分の中に、新型コロナウイルス感染症対策バスの借上料補助金というのがあるんですけれども、これは何にバスを利用したのかということをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○統括指導主事（佐々木光子） そちらに関しましては、校外学習の時に2クラスであったら1台ずつなんですけれども、感染症防止のために1台増やしまして、3台で行く形にしまして、そちら予算を出しました。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

○委員（氏井初枝） すみません、報告資料11に戻ってもよろしいでしょうか。市民大学のことについてお尋ねさせていただきます。

私は第8期で大変お世話になって学ばせていただきましてありがとうございます。数年たつので記憶が薄れているところもあるんですけれども、年々希望者が減ってきているような状況があるので、市民大学のあり方を変えていきたいというお話があったような記憶があるんですけれども、従来と変わったこととかがありましたら教えていただきたいと思います。

○市民会館・公民館長（立川豊） 第9期までの市民大学、これから始まる第10期というところで、さまざま御意見をいただいている中で、今までの大学のそれぞれの各講座というのが、どうしても座学中心になってしまって、ややもすると、いろんな意味で能動的に学問を深める、そういった部分がどうしてもやはり少ないのではないかと、そういった御意見もございました。その中で担当の中でいろいろ話をしていく中で、第10期につきましては、もう少し座学もそうなんです但实际上にいろいろ発言をしていくこと、それぞれが研究をしていく、そういったものを取り入れて、なるべくより興味を持っていただけるように、そういう形に講座をつくっていくと、そういった中でそれぞれの講座をつくっているところでございます。

○教育長（山下秀男） 減っているんですけど、市民大学の受講生というか。

○市民会館・公民館長（立川豊） そうですね、確かに委員がおっしゃるとおり、人数的には確かに減ってございます。そういった中でやはりそれがどういったところに原因があるのか、考えていきながら第10期につきましても、そういったものを払拭するということで、いろいろ講座のほうを考えていくと、そういったところでございます。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。

○委員（氏井初枝） 御説明ありがとうございました。ぜひ魅力のあるような内容にしてください、多くの方に講座に参加していただけたらいいかなと思います。他市なんかですと市民大学ではなく、いろんな講座があって単発でたくさんあって、それに受講できるようなところなんかがあったりするようですので、いろいろとこれからも工夫をしていただけたらありがたいなというふうに思っております。以上でございます。

○教育長（山下秀男） ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。
よろしいですか。それでは最後に「その他」であります、次回の教育委員会の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 次回の令和3年第5回教育委員会定例会は、令和3年5月20日木曜日、午後2時30分から市役所庁議室において開催いたします。

○教育長（山下秀男） 次回は5月20日木曜日、午後2時30分から市役所3階の庁議室において開催いたしますので御参集をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和3年昭島市教育委員会第4回定例会を閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員

調 整 担 当